

育児休業支援手当金・育児時短勤務手当金制度が始まります！

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)が令和6年6月12日に公布され、同法第11条により地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の一部が改正されました。新たに手当金二制度が創設されます！

1 育児休業支援手当金とは？

次の条件に当てはまる場合に、28日分を上限に標準報酬日額の13%に相当する金額を支給します。

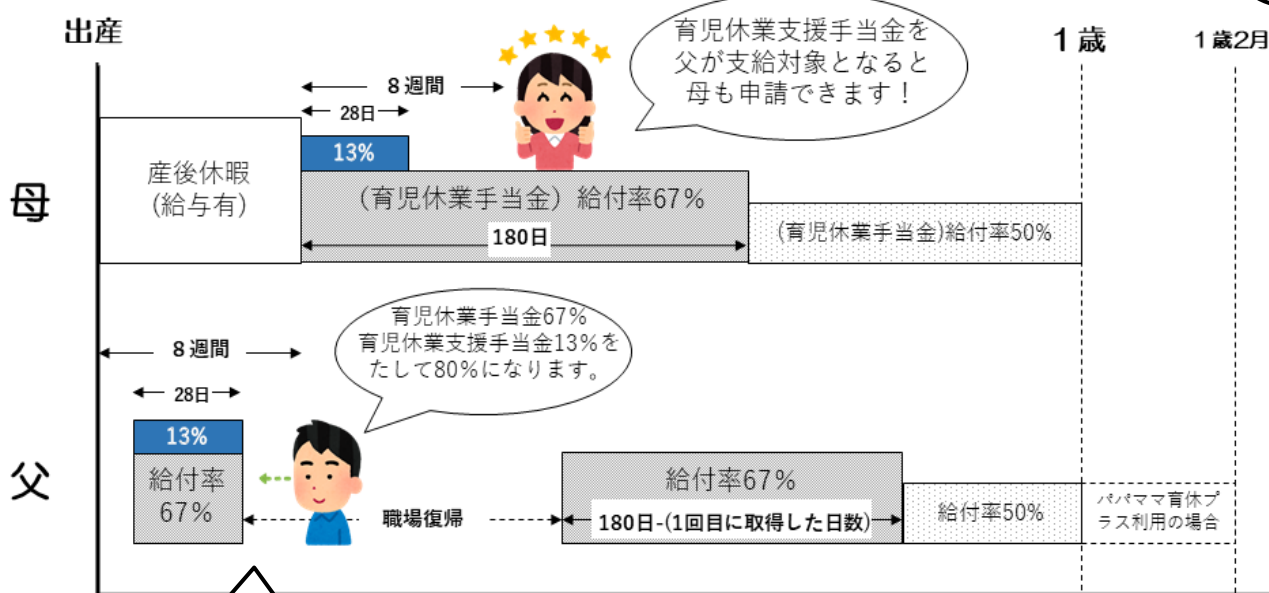
【条件】

- ・ 令和7年4月1日以降に育児休業を取得すること
- ・ 土日を含め通算14日以上育児休業を取得すること
- ・ 両親ともに(無業、自営業やひとり親の場合除く)一定期間以内(父は出生後8週間以内、母は産後休暇後8週間以内)に取得すること

【注意！】

- 父と母それぞれ申請する必要があります。組合員は、所属の共済事務担当課を通して当組合へ請求します。(雇用保険対象者除く)
- 会計年度任用職員、再任用職員は、雇用保険から支給されるため、当組合から給付しません。ハローワークへ請求します。(雇用保険給付対象外となった場合は当組合から支給します。)

例



裏面あり

<横浜市職員共済組合員の方へ>

(例) 子の誕生日：令和7年2月20日(木)

父母ともに雇用保険対象外の公務員だった場合(雇用保険対象の方はハローワークから給付されます。)

母：産後休暇後、育児休業を令和7年4月18日～取得。 標準報酬月額：32万円

父：令和7年4月2日～15日(14日間)まで育児休業を取得。標準報酬月額：30万円

給付額計算

母：320,000円×1/22(10円未満四捨五入)×13%(1円未満切捨)×28日(土日を除いた日数※)
=52,948円

父：300,000円×1/22(10円未満四捨五入)×13%(1円未満切捨)×10日(14日間から土日を除いた日数)
=17,730円

※ 給付日数の数え方について、当例は土日を除いていますが、土日を含んで数える方法となる可能性があります。(省令公布前で計算方法などの詳細が未定のため)

令和7年3月までに育児休業を取得し、職場復帰後、同じ子について令和7年4月以降に2回目の育児休業を開始した場合の始期は3月と考えるため、対象外となります。

また、配偶者が自営業や無業の場合や、ひとり親の場合は、両親ともに育児休業を取得しなくても支給可能です。



2 育児時短勤務手当金とは？

組合員が2歳に満たない子を養育するため、勤務時間を短縮した勤務をした場合に、支給対象月ごとに、当該支給対象月に支払われた報酬の額に原則100分の10を乗じて得た額(※1・2)を支給します。

※1 報酬と育児時短勤務手当金の合計額が時短勤務前の報酬を超えないように給付率は調整されます。

※2 支給限度額や下限額があります。

※3 令和7年4月1日から育児時短勤務を開始した組合員が対象です。

※4 どのような時短勤務が対象となるかは未定です。

※5 1歳6か月未満の子を養育する場合に120分まで取得できる育児時間は当制度に該当せず、又、影響しません。

3月までに時短勤務を始めると支給されません！

注意

計算方法の詳細やどのような勤務が対象となるかは、通知がされ次第、別途お知らせいたします。

ぜひ一度、使ってみませんか？ **マイナンバーカードの保険証利用**

詳細は厚生労働省WEBサイトをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

